

○北海道警察機動捜査隊運営規程

北海道警察本部訓令第10号

昭和54年5月22日

改正 昭和56年8月18日警察本部訓令第7号、平成元年7月1日第16号、元年12月27日第26号、4年8月31日第20号、5年9月24日第10号、19年3月29日第7号、21年3月31日第10号、29年11月9日第28号

北海道警察捜査隊運営規程を次のように定める。

北海道警察機動捜査隊運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 勤務体制（第9条～第11条）
- 第3章 運用体制（第12条～第18条）
- 第4章 重要特異事件等の初動捜査（第19条・第20条）
- 第5章 補則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道警察本部刑事部機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）の運営に関しては、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第3号）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（活動区域）

第2条 機動捜査隊の通常における活動区域は、札幌市内各警察署の管轄区域とする。

2 機動捜査隊長（以下「隊長」という。）は、捜査のため必要があると認めるときは、前項の活動区域以外の区域において活動させることができる。

（任務）

第3条 機動捜査隊の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 殺人、強盗、強姦性交等、放火その他の重要特異事件（以下「重要特異事件等」という。）の初動捜査
- (2) 犯罪の多発地域等におけるよう撃捜査
- (3) 広域又は連続的に発生する事件の捜査
- (4) 緊急事件手配又は指名手配被疑者の追跡、張込み等の応急的捜査
- (5) 関係所属長の要請による機動力を必要とする事件の捜査
- (6) その他特命事件の捜査

2 北海道警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）は、捜査本部設置事件の捜査その他必要があると認めるときは、機動捜査隊に特別の任務を命ずることができる。

（隊長の責務）

第4条 隊長は、捜査資料及び犯罪情報の交換等について、関係所属長と緊密な連携を保持し、適正かつ効率的な機動捜査隊の運用に努めるものとする。

（隊員の選任）

第5条 機動捜査隊の隊員（以下「隊員」という。）は、身体が強健で、かつ、犯罪捜査及び車両運転に適正を有する者のうちから選任するものとする。

(服務)

第6条 隊員の服務要領その他服務の細目は、別に定める。

(隊旗)

第7条 機動捜査隊に、隊旗を備え付ける。

2 隊旗の制式は、附図第1のとおりとする。

(腕章及び記章)

第8条 隊員は、必要に応じ、私服に機動捜査隊を表示する腕章又は記章を用いることができる。

2 腕章及び記章の形状、寸法等は、附図第2及び第3のとおりとする。

第2章 勤務体制

(勤務制)

第9条 機動捜査隊の勤務制は、3個班変則交替制勤務とする。ただし、隊長、副隊長、庶務係員及び事件係員は、通常勤務とする。

(勤務時間)

第10条 機動捜査隊の3個班変則交替制勤務の勤務時間は、次表に掲げるとおりとする。

区分 勤務制	勤務開始時刻	勤務終了時刻	総時間	勤務 時間	休憩 時間	備 考
当 務	午前8時45分	翌日 午前8時45分	24時間	15時間 30分	8時間 30分	1 勤務時間は、1週間当たり38時間45分とすること。 2 夜間において連続4時間以上の休憩時間を置くこと。
日 勤	午前8時45分	午後5時30分	8時間 45分	7時間 45分	1時間	3 当務にあつては、勤務時間4時間につき15分の休息時間を置くこと。

2 隊長は、捜査のため必要があると認めるときは、前項の勤務開始時刻又は勤務終了時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

3 勤務時間の割振りは、隊長が定める。

(勤務を要しない日の指定)

第11条 隊長は、通常勤務以外の隊員に対し、12週間につき、24回の勤務を要しない日を指定するものとする。

第3章 運用体制

(運用計画)

第12条 隊長は、毎月機動捜査隊運用計画（別記第1号様式。以下「運用計画」という。）を策定し、機動捜査隊の効率的な運用に努めるものとする。

2 隊長は、運用計画の策定に当たっては、犯罪の発生状況その他犯罪情勢を勘案するとともに、必要により関係所属長と協議するものとする。

(勤務日の活動計画)

第13条 隊長は、運用計画に基づき、勤務日の活動計画（別記第2号様式）を作成し、その効果的な実施に努めるものとする。

(教養訓練)

第14条 隊長は、機動捜査隊の任務を遂行するため、隊員に対する教養訓練を計画的に行うものとする。この場合において、本部の関係課長等は、教養訓練の実施に積極的に協力するものとする。

2 隊長は、前項の教養訓練の実施結果を、教養訓練実施結果表（別記第3号様式）に記録しておくものとする。

(応援派遣)

第15条 所属長は、捜査のため必要があると認めるときは、刑事部長に機動捜査隊の応援派遣を要請することができる。

(要請事項)

第16条 前条の規程による応援派遣の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 派遣の日時及び期間
- (3) 必要人員
- (4) 派遣場所
- (5) 装備器材の種別及び数量
- (6) その他必要な事項

(出動時の指揮)

第17条 機動捜査隊が応援派遣の要請を受けて出動したときの指揮は、当該応援派遣の要請をした所属長が行うものとする。ただし、必要がある場合は、刑事部長が指揮するものとする。

2 前項の指揮は、事件の概要、捜査方針、主要任務、服務要領その他必要な事項を明確にして行うものとする。

(事件等の引継ぎ)

第18条 機動捜査隊が取り扱った事件及び被疑者については、必要な措置を講じたうえ、証拠資料及び関係記録とともに、被疑者引渡書・被疑事件引継書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）様式第6号）により、原則として当該事件の発生地を管轄する警察署に引き継がなければならない。

第4章 重要特異事件等の初動捜査

(緊急出動)

第19条 隊長は、重要特異事件等緊急を要する事件の発生を認知したときは、直ちに隊員を出動させ、初動捜査活動に当たらせるものとする。

2 隊員は、前項の規定により出動したときは、自動車警ら隊及び交通機動隊の隊員並びに所轄警察署員と緊密な連携を保ち、相互に協力し初動捜査活動に当たらなければならない。

(現場指揮)

第20条 機動捜査隊の幹部は、重要特異事件等緊急を要する事件の現場に出動した場合において、所轄警察署の捜査幹部が現場に到着していないときは、臨場している警察官を指揮し、当該事件の初動捜査活動を行うものとする。

2 前項の場合において、所轄警察署の捜査幹部が現場に到着したときは、当該事件の概要及び初動措置状況を報告するとともに、現場資料等を引き継ぐものとする。

第5章 補則

(細目の制定)

第21条 刑事部長は、この訓令の実施に関し、必要な細目を定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則 (昭和56年警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和56年6月28日から施行する。

附 則 (平成元年警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成元年12月27日から施行する。

附 則 (平成4年警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成4年8月31日から施行し、平成4年8月9日から適用する。

附 則 (平成5年警察本部訓令第10号)

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成19年警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年警察本部訓令第10号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年警察本部訓令第28号)

この訓令は、平成29年11月9日から施行する。

※ 別記様式及び附図省略